

東京国際空港国際線地区
旅客ターミナルビル等整備・運営事業
業務要求水準書

国土交通省
東京航空局

目 次

第 1 編 はじめに

第 1 章 本書の位置づけ

第 2 章 全体概要

第 2 編 要求水準

第 1 章 総則

第 2 章 運営

第 3 章 設計

第 4 章 施工監理

第 5 章 維持管理

第1編 はじめに

第1章 本書の位置づけ

1. 要求水準書の意義

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業（以下「本事業」という。）の業務を遂行するにあたり、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）の提案並びに国土交通省航空局及び東京航空局（以下「国」という。）が選定する事業者により設立されるSPC（本事業の遂行のみを目的とする商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社をいう。以下同じ。）の事業遂行にかかる具体的な指針であり、募集要項と一体のものとして、本事業実施者に要求する業務の水準を示すものである。

応募者は要求水準書に規定されている事項（以下「要求水準」という。）を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。

また、国は要求水準を事業者の選定の過程における審査条件として用いる。

このため、審査時点において要求水準を満たさない提案については欠格となる。

また、SPCは、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

国による実施状況の監視によりSPCが要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、改善措置の要求あるいは契約解除等の措置がなされる。

2. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

第2章 全体概要

1. 事業目的

（1）東京国際空港の再拡張事業と国際化

東京国際空港は、年間約6,000万人の航空旅客が利用する国内航空輸送ネットワークの要であるが、既にその処理能力の限界に達しており、できる限り速やかに同空港の再拡張事業の完成を図ることが必要である。

再拡張事業は、同空港に新たに4本目の滑走路等を整備し、年間の発着能力を現在の28.5万回から40.7万回に増強するものである。

これにより、発着容量の制約の解消、多様な路線網の形成、多頻度化による利用者利便の向上が図られる。

また、同事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、「羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る」とされたところである。

これを受けて、再拡張後、将来の国内航空需要に対応した発着枠を確保した後の発着枠を活用して、昼間時間帯（06:00～23:00）については、羽田発着の国内線の距離を目安として年間概ね3万回程度の近距離国際旅客定期便を就航させることとしている。

また、深夜早朝時間帯（23:00～06:00）については、騒音問題等に配慮しつつ、国際旅客便及び国際貨物便を就航させることとしている。

（２） 国際線旅客ターミナルの必要性

東京国際空港の発着能力の増強により、同空港の国際航空需要は大幅に増加することが予想されるが、これに現在の暫定国際線ターミナルビルで対応することは極めて困難である。

このため、新設滑走路の供用開始に合わせて、同空港に新たに国際航空旅客の取扱いに必要なターミナルを整備する必要がある。

本事業は、上記のうち、国際線旅客ターミナルビル、空港利用者用駐車場及びこれらの両施設を結ぶ連絡通路等を整備するとともに、効率的な運営を行う事業である。

2. 業務の概要

（１） 本事業の基本的考え方

- 1) 国際線旅客ターミナルは、航空旅客の乗降・搭乗手続・手荷物の受託・出入国に必要な法令に基づく審査や検査手続等を行う場であり、これらの行為が確実かつ円滑に進められなければならない。

さらに、全ての航空旅客が確実に利用できる公共交通機関の施設として、高度なセキュリティを確保し、安全で機能的なものであるとともに、長期にわたり安定的にサービスが提供されるものでなければならない。

また、海外からの航空旅客にとっても、そこは空の玄関口であり、広域輸送ネットワークと地域社会とを連結する重要な場所でもあることから、ユニバーサルデザインを基本とし、利便性の高いより快適な空間とサービスを安定的に供給できるものでなくてはならない。

- 2) 東京国際空港の再拡張事業において対象施設の整備及び運営に求める重要な基本性能は以下のとおりである。

公 共 性：全ての国民及び外客が容易かつ確実に利用できること。

公 平 性：国内外の航空運送事業者、構内営業者等が公平な取扱いを受け、平等な機会を与えられていること。

機能性・安全性：事業期間にわたって国際線旅客ターミナルビル等に求められる機能及び空港利用者の求めに応じたサービスを確実に提供するとともに、空港利用者の安全性が確保されていること。

利便性 ・ 快適性：ユーザーフレンドリーで快適で質の高いサービスを提供すること。

適正な利用者負担：合理的な施設整備費及び運営費に基づき、利用者負担水準が適正であること。

事業安定性：長期にわたり安定的な事業構造とすること。

環境保全性：省エネルギー・省資源化等を取り入れ、ライフサイクルを通じて、環境負荷の低減を図ること。

景観性：空の玄関口としてふさわしく、地域のアイデンティティを意識した計画であること。

(2) 施設概要

本事業の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、以下のとおりである。

1) 国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場

C I Q施設を除く国際線旅客ターミナルビル及び従業員が使用する駐車場。

2) 連絡通路・カーブサイド歩道

国際線旅客ターミナルビルと空港利用者用駐車場等を連絡する通路及びカーブサイドにおける歩道。（各接車レーン歩道を含む）

3) 空港利用者用駐車場

空港利用者が使用する駐車場。

4) その他付帯施設

出入管理等の保安措置に必要な立入禁止柵・ゲート並びにその他必要と思われる施設等。

(3) 業務の概要

S P Cは、本事業に関して、以下の業務を行う。

1) 運営に関する業務

対象施設の以下の運営に関する業務。

- 旅客取扱業務
- 航空運送事業者、構内営業者に対する施設貸与業務
- 警備業務
- 駐車場運営業務 等

2) 設計に関する業務

対象施設の設計並びに本事業に必要な一切の調査、申請及び届出等。

3) 施工監理に関する業務

対象施設の施工を実施する者の選定及び発注並びに施工監理等。

4) 維持管理に関する業務

対象施設の点検保守及び必要に応じた更新並びに清掃等。

3. 遵守すべき法令等

(1) 本事業の実施に当たっては、提案内容に応じて以下の関係法令等を遵守すること。

① 法令

- 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）（平成 6 年法律第 44 号）
- 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 12 年法律第 68 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）
- その他関係法令

② 条例

- 東京都建築安全条例
- 東京都駐車場条例
- 東京都福祉のまちづくり条例
- 東京における自然の保護と回復に関する条例
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- 東京都景観条例
- 東京都大田区文化財保護条例
- その他関係条例

③ その他

- みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料

(2) 参照すべき基準

- Airport Development Reference Manual (9th Edition)
- 移動円滑化整備ガイドライン
- エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）

4. 選定後、供用開始前におけるＳＰＣによる提案内容の変更

以下に掲げるやむを得ない事由により、ＳＰＣの提案内容を変更せざるを得ないと国が判断する場合は、国は、要求水準の範囲内でＳＰＣが提案内容を変更することを認めることとする。

- (１) ＶＥ（Value Engineering）提案等に伴う変更。
- (２) 官庁協議等の結果による変更。
- (３) 保安対策に係る検査機器及びシステム等の変更。
- (４) 他事業との調整による変更。
- (５) その他国が必要と認める場合。

5. 国による要求水準の変更

国は、次の事由により要求水準を見直し、その変更を行うことがある。

要求水準の見直しに当たって、国は事前にＳＰＣに連絡する。

要求水準の見直しに伴って要求水準が変更されるときは、これに必要な契約変更等を行う。

- (１) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (２) 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更したとき。
- (３) 国の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (４) その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

6. 社会情勢の変化等による対象施設及び運営内容の変更

(１) 対象施設の変更等

事業期間中に、空港利用者のニーズや社会情勢に応じ、対象施設又は運営内容の変更が必要になった場合には、国とＳＰＣは、事業目的に示した機能の確保の方策、施設の配置、規模、運営内容等について協議を行う。

(２) 要求水準の変更に伴う契約変更

国とＳＰＣは、上記（１）の変更に伴って、これに必要な要求水準、事業契約の変更を行う。

第2編 要求水準

第2編 要求水準

第1章 総則	第1節	用語の定義		1
	第2節	基本条件		3
第2章 運営	第1節	提示条件		5
	第2節	性能要件(対象施設共通)		7
	第3節	性能要件(国際線旅客ターミナルビル、連絡通路)		8
	第4節	性能要件(駐車場)		14
第3章 設計	第1節	提示条件(対象施設共通)		15
	第2節	性能要件(国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場)		20
	第3節	性能要件(連絡通路・カーブサイド歩道)		27
	第4節	性能要件(空港利用者用駐車場)		30
第4章 施工監理	第1節	提示条件(対象施設共通)		33
	第2節	性能要件(対象施設共通)		37
第5章 維持管理	第1節	提示条件(対象施設共通)		38
	第2節	性能要件(対象施設共通)		40

第1章 総 則

第1章 総則

第1節 用語の定義

細分類	説明	提示資料
対象施設	国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場、連絡通路・カーブサイド歩道、空港利用者用駐車場及びその他付帯施設をいう。	
本事業	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業をいう。	
国際線旅客ターミナル	国際航空旅客の取扱いに必要なターミナルをいう。 (エプロン、国際線旅客ターミナルビル、空港利用者用駐車場及びアクセス施設等の総体)	
他事業		
エプロン等事業	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業をいう。	
貨物ターミナル事業	東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業をいう。	
国直轄事業	東京国際空港国際線地区において国が行う整備事業をいう。	
その他民間事業	東京国際空港国際線地区において民間が行う鉄道施設、ライフライン等の整備事業をいう。	
P O S	Point Of Sales systemの略称。 販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるシステムのこと。	
プロセッシングエリア	航空旅客の共通の利用に供する施設のこと。	
C I Q	CはCustoms（税関）、IはImmigration（出入国審査）、QはQuarantine（検疫）の略称。	
協定書	東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託に関する協定書（案）のこと。	
設計委託契約書	東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分設計委託契約書（案）のこと。	
建設委託契約書	東京国際空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分建設委託契約書（案）のこと。	
C U T Eシステム	Common Use Terminal Equipmentの略称。 複数の航空会社が共同利用を可能とするチェックインシステムをいう。	
アーリーチェックインバゲージ	同暦日分の早期チェックインバゲージのこと。	
構内道路	国際線旅客ターミナル内に整備される道路をいう。	
カーブサイド	バス、タクシー、自家用車が接車し空港利用者が乗降を行う国際線旅客ターミナルビル前面の場所をいう。	
接車レーン歩道	カーブサイドで乗降を行う空港利用者が使用する歩道をいう。	
エプロン	航空旅客の乗降、貨物の積降等を行うために整備された航空機の駐機場をいう。	

第1章 総則

第1節 用語の定義

細分類	説明	提示資料
スポット		
スポット	航空機の駐機地点をいう。	
固定スポット	搭乗橋により航空旅客の乗降が行える航空機の駐機地点をいう。	
オープンスポット	旅客ターミナルビルから離れた場所にある航空機の駐機地点をいう。	
G S E	Ground Support Equipment（地上支援機材）の略称。	
グランド・パワー・ユニット（G P U）	航空機用動力設備をいう。	
コモンユース	共同利用をいう。	
I A T A	International Air Transport Association（国際航空運送協会）の略称。	
A O C	Airline Operators Committeeの略称。 空港において乗り入れ航空会社、空港管理当局等諸官庁、ビル会社等で構成され、航空旅客及び貨物の運送業務について協議する組織。	
インラインスクリーニング方式	国際線出発系の一般手荷物に対して実施する内容品検査であり、航空機爆破等の不法な行為を未然に防止するため、航空旅客より受託して搭載する手荷物について、バゲージ・ハンドリング・システム（B H S）の中に手荷物検査装置を組み込み、検査を行う手荷物検査システムのこと。	
制限区域	空港管理規則第5条による区域をいう。	
保安区域	保安検査場入口又は他の出入口からエプロン又は航空機搭乗口に至る間の旅客及び空港関係者以外の者の立入が制限される区域をいう。	
保安	特段の指示がない限り、「セキュリティ」と同意とする。	
保安検査	航空機に搭乗する航空旅客及び機内持込み手荷物の検査をいう。	
運航情報システム（F I S）	航空機の運航情報を時系列に一元管理し、提供するシステムをいう。	
ごみ	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一般廃棄物（特別管理一般廃棄物は除く）をいう。	
廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物は除く）をいう。	

第1章 総則

第2節 基本条件

項目	基本条件	提示資料
基本的考え方	国際線旅客ターミナルは、航空旅客の乗降・搭乗手続・手荷物の受託・出入国に必要な法令に基づく審査や検査手続等を行う場であり、これらの行為が確実かつ円滑に進められなければならない。 さらに、全ての航空旅客が確実に利用できる公共交通機関の施設として、高度なセキュリティを確保し、安全で機能的なものであるとともに、長期にわたり安定的にサービスが提供されるものでなければならない。 また、海外からの航空旅客にとっても、そこは空の玄関口であり、広域輸送ネットワークと地域社会とを連結する重要な場所でもあることから、ユニバーサルデザインを基本とし、利便性の高いより快適な空間とサービスを安定的に供給できるものでなくてはならない。	
基礎数値		
昼間時間帯(06:00～23:00)		
年間発着回数	供用開始時に国際旅客定期便が概ね3万回程度	
年間旅客数	約700万人	
就航路線	就航路線は近距離国際旅客定期便とし、羽田発着の国内線の距離を目安として考える。	
ピーク時間あたりの発着回数	出発6回程度、到着6回程度	
深夜早期時間帯(23:00～06:00)	騒音問題等に配慮しつつ、飛行ルートは海上ルートとし、国際旅客便及び国際貨物便が就航する。	
事業期間等		
設計施工履行期間	設計施工の履行期間は、事業契約締結の日から40ヶ月。	
運営履行期間	運営の履行期間は、対象施設の供用開始時から借地期間の満了時まで。	
借地期間	対象施設の工事着工の日から30年間。	
本事業の業務内容		
対象範囲	提示資料に示す敷地範囲内とする。	事業別整備範囲図面集
業務内容	事業期間中、対象施設の運営、設計、施工監理及び維持管理に関する業務を行うこと。	

第1章 総則

第2節 基本条件

項目	基本条件	提示資料
C I Q施設		協定書、設計委託契約書、建設委託契約書、C I Q施設条件書 【参考資料】C I Q施設（参考資料）
委託契約	・ 出入国に必要な法令に基づく審査や検査手続等を行う施設及びそれに付随する事務室は、国と設計、施工に関する委託契約を締結し、これにより実施すること。 ・ C I Q施設条件書に記載しているC I Q棟についての施工は、国の直轄事業とし国が発注することとする。なお、施工委託する部分についての財産処理は、施工完了後、国の財産となることから協定書により財産区分（区分所有）を行うこととする。 ・ C I Q施設敷地面積は、C I Q棟専有エリア$50\text{m} \times 115\text{m} = 5,750\text{m}^2$と対象敷地面積$\times$（PTB内C I Q床面積$\div$PTB延べ床面積）を基本とし、詳細については別途協議の上、決定することとする。 * 対象敷地面積とは、PTBの1階平面の構造体で囲まれたエリアの外壁中心から1m外側で囲まれたエリアとする。 ・ 業務に必要な事務費については、協定書第2条に定められた事務費率を限度とする。	

第2章 運 営

第2章 運営

第1節 提示条件

項目		提示条件	提示資料
運営に関する業務			
一般	一般	対象施設の運営に関する業務について、以下の業務を行うこと。	
	旅客取扱業務	航空旅客の誘導・案内、ランプバスによる航空旅客の輸送、運行情報の提供等のサービスを行うこと。	
	航空運送事業者に対する施設貸与業務	チェックインカウンター、パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ(PBB)、バゲージ・ハンドリング・システム(BHS)等のスペース、施設を航空運送事業者に貸与すること。	
	構内営業者に対する施設貸与業務	構内営業を実施するスペースを構内営業者に貸与すること。	
	その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務	免税店等直営店舗やラウンジ等国際線旅客ターミナルビルとして必要なサービスの提供を自ら行うこと。	
	警備業務	対象施設内及び貸付対象敷地内の警備を行うこと。	
	駐車場運営業務	空港利用者用駐車場及び従業員用駐車場の運営を行うこと。	
	緊急時対策	防火対策、災害対策、事故対策、救急医療及びテロ等非常時対策を行うこと。	
	顧客満足度調査の実施	空港利用者を対象にした顧客満足度調査を実施し、公表すること。	
	対象施設の運営計画等の報告	対象施設の運営計画や財務の状況、緊急性を要する事項について報告を行うこと。	
運営条件			
総則			
	一般	1. 対象施設の運営にあたっては、「第1章総則 第2節基本条件」の基礎数値に対応できる体制を確保すること。 2. 対象施設の運営時間は24時間、通年の運営を行うこと。 3. 一定額以上の物品等の調達は、競争的な手続きの下行うこととし、代表企業、構成員又は協力的会社と同一の者又は相互に資本関係もしくは人的関係のある者から行ってはならない。 4. 本事業の適正な運営を行うため、調達情報などの情報発信及び広報宣伝等を適切に行うこと。 5. 運営業務を遂行する上で知り得たセキュリティ等の事項を外部に漏らさないこと。	
	制限区域への立入	1. 業務上、制限区域への立入が必要な者は、東京国際空港長の承認を得ること。 2. 制限区域内において使用する車両については、東京国際空港長の承認を得ること。 3. 制限区域内において車両の運転を行う者は、東京国際空港長の許可を得ること。	

第2章 運営

第1節 提示条件

項目		提示条件	提示資料
旅客取扱業務			
	旅客取扱施設使用料の徴収	1. 航空旅客から徴収する旅客取扱施設使用料は、対象施設のうち、出発・到着コンコース、ゲートラウンジ等、航空旅客の共通の利用に供する施設の整備及び運営コストを原価とし、それを下回らない範囲で設定すること。 2. 料金の設定及びその変更については、国の承認を受けること。 3. 2の承認を得た後は、毎年、旅客取扱施設使用料に係る収支状況を国に報告し、必要に応じ料金の見直しを行うこと。	・別添参考図を参照
空港利用者用駐車場の運営業務			
	駐車料金の徴収	1. 空港利用者用駐車場の駐車料金は、駐車場の整備及び運営コストを原価とし、それを下回らない範囲で設定すること。 2. 空港利用者用駐車場の料金の設定及びその変更については、国の承認を受けること。 3. 2の承認を得た後は、毎年、空港利用者用駐車場に係る収支状況を国に報告し、必要に応じ料金の見直しを行うこと。	
警備業務			
	対象施設内及び貸付対象敷地内の警備	警備業務を実施する者が、警備業法第4条の認定を受けていること。	
緊急時対策			
	防火対策	消防法第8条第1項に定める消防計画を作成すること。	

第2章 運営

第2節 性能要件（対象施設共通）

項目	性能要件	提示資料
運営業務に関する性能要求		
総則		
一般	1. 空の玄関口としてふさわしいサービスの提供を行うために、適切な運営を行うこと。また、深夜早朝時間帯（23:00～6:00）についても、需要に応じた運営を行うこと。 2. 航空旅客が安全かつ確実に対象施設を利用できるようにすること。 3. 利用者本位の視点に立ち、適正な利用者負担で、快適かつ魅力的なサービスを提供すること。 4. 長期にわたり安定的な事業構造を維持すること。 5. 国際線旅客ターミナルビルの運営事業者として、航空運送事業者が航空旅客に対して利便性の高い上質で安価なサービスが提供できるよう最大限の支援・協力を行うこと。 6. 幅広い関係者からの多様な意見・提案を反映させた「参加型」のユニバーサルデザインの積極的な導入を基本とし、ハード面とソフト面がかみ合った質の高いサービスを提供すること。 7. 国際空港として求められる高度なセキュリティを確保するとともに、十分な保安体制、防災体制が確保されていること。 8. 光熱水費の縮減等、経済性に配慮した運営を行うこと。 9. 省エネルギー、廃棄物の再利用等環境にも考慮した運営を行うこと。 10. 社会情勢等の変化により、対象施設の運営に必要な業務等が新たに生じた場合は、国とその対応について協議を行うこと。	
顧客満足度調査の実施	空港利用者を対象とした顧客満足度調査を少なくとも年1回以上実施し、公表することにより、空港利用者のニーズを適切に把握し、改善すべき点を明確に把握することで、陳腐化を防ぎ、空港利用者の意見を反映した快適で魅力あるサービス提供を実現すること。	
苦情等への対応	空港利用者から寄せられた運営に関する苦情等に対し、再発の防止を含め迅速かつ適切に対応すること。	
落とし物、遺失物の保管	落とし物、遺失物を受け付けた場合は、破損・喪失がないよう適切な方法で保管し、所有者に対し連絡すること。	
対象施設の運営計画等の報告	1. 対象施設の運営計画等国が示す事項について、月次及び年次報告を行うこと。 2. 毎事業年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、国に報告すること。 3. 緊急性を要する事項、重大な事項及び国が必要と判断する事項については、随時、国に報告すること。	

第2章 運営

第3節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル、連絡通路）

項目	性能要件	提示資料
運営業務に関する性能要求		
旅客取扱業務		
旅客誘導	1. 航空旅客が円滑にチェックイン、出入国手続、航空機の乗降、アクセス交通機関の利用ができるよう、適切な誘導サービスを提供すること。 2. 総合案内カウンターには、空港利用者の需要に応じて、常に適切な人数を配置すること。さらに、空港利用者の利便性に配慮し、対面による有人案内サービスを提供すること。 3. 空港利用者にとって、わかりやすく親切な対応を行うこと。 4. 空港利用者の実態に対応した複数の言語による案内サービスを提供すること。 5. 一般の空港利用者の利用に影響を与えるおそれがある特別な配慮が必要な航空旅客については、他の空港利用者と分離した動線を確保し、適切に誘導すること。 6. 荷物の多い旅客に対して、適切な支援サービスを提供すること。	
オープンスポットへのランプバスサービス	航空運送事業者と協議の上、オープンスポットに駐機する航空機と国際線旅客ターミナルビル間のランプバスによる航空旅客の輸送を、適切に実施すること。また、航空旅客の利便性、安全性、快適性等に配慮し、搭乗橋により搭乗する航空旅客とのサービス格差が可能な限り発生しないように工夫すること。	
カートの提供	1. 利用者のニーズに対応できるよう、対象施設内及び鉄道事業者と連携し、利用目的にあったカートを適切な場所に十分な台数を配置すること。 2. カートの構造については、安全性、利便性、積載性に十分配慮すること。 3. 原則として無料とすること。	
介助サービス	1. 高齢者、身体障害者等が不自由なく対象施設を利用できるよう、航空運送事業者と連携して、高齢者、身体障害者等の要介護者向けの介助サービスを提供すること。 2. 原則として無料とすること。	
運航情報の提供	1. 航空運送事業者と連携して運航情報システム（F I S）を運営し、空港利用者に対し適切かつ迅速に国内及び国際路線の運航情報を提供すること。 2. 国からの要請に応じて、必要な運航情報を提供すること。 3. 関連事業者からの要請に応じて、運航情報を提供すること。	
館内放送	1. 運航情報の放送や緊急時の呼出放送、迷子や遺失物の案内放送等、空港利用者に対して適切な館内放送を行うこと。 2. 空港利用者の実態に対応した複数の言語によるサービスを提供すること。	

第2章 運営

第3節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル、連絡通路）

項目		性能要件	提示資料
	アクセス交通機関情報の提供	1. 鉄道事業者、道路管理者等と連携し、空港利用者に対し適切かつ迅速に空港から各方面への交通情報を提供すること。 2. 関連事業者の要請に応じて、空港から各方面への交通情報を提供すること。	
	観光等に関する情報の提供	周辺地域や国内観光等に関する情報サービスを、誰にでも分かりやすい形で提供すること。	
	国内線旅客ターミナルビルとの連絡	国内線旅客ターミナルビルの運営事業者と協力し、ターミナル間の適切な輸送サービスを確保し、航空旅客の乗継利便の向上を図ること。なお、具体的な責任分担については、事業者選定後、国、SPC、国内線旅客ターミナルビル運営事業者、航空運送事業者及び鉄道事業者の間で調整の上、決定することとする。	
	航空旅客の取扱いに必要なその他の業務	上記に掲げるものの他、必要に応じて、航空旅客の取扱いに必要な業務を適切に実施すること。	
	旅客取扱施設使用料の徴収	1. 料金の徴収方法は、航空運送事業者が代行する等、航空旅客の利便が確保されているものであること。 なお、航空運送事業者が代行する場合は、料金徴収の方法について航空運送事業者と綿密に調整すること。 2. 特定の航空旅客に対し、不当な差別的取扱いをする料金でないこと。	
航空運送事業者に対する施設貸与業務			
	一般	国内外を問わず、航空運送事業者間で公平な取扱いを行うとともに、可能な限り早い段階からIATA、AOCにおける調整を行うこと。	
	チェックインカウンター	航空運送事業者に対して、航空旅客がチェックインするのに必要なカウンター（CUTEシステムを含む。）を公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	受託手荷物受付	航空運送事業者に対して、受託手荷物を受け付けるために必要なカウンターを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	バゲージ・ハンドリング・システム（BHS）	航空運送事業者に対して、受託手荷物の運搬を速やかに、かつ確実に行うために必要なBHSを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	受託手荷物保安検査	航空運送事業者に対して、インラインスクリーニング方式の保安検査のために必要なスペースを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	受託手荷物の搭載及び取り卸し	航空運送事業者に対して、受託手荷物の機内への搭載準備及び機内から取り卸した受託手荷物の留置きを行えるスペースを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	

第2章 運営

第3節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル、連絡通路）

項目		性能要件	提示資料
	航空旅客・手荷物の照合	航空運送事業者とチェックインから搭乗までにおける受託手荷物とその所有者の照合作業が可能なシステムについて調整を行うとともに、航空運送事業者が当該手続を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	アーリーチェックインバゲージ	航空運送事業者に対して、アーリーチェックインバゲージに対応したサービススペースを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	航空旅客及び手荷物保安検査	航空運送事業者に対して、航空旅客及び機内持込み手荷物の保安検査のために必要なスペースを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ（PBB）	航空運送事業者に対して、航空旅客が国際線旅客ターミナルビルから航空機へ直接搭乗するために必要な設備を公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	乗継チェックインカウンター	1. 航空運送事業者に対して、際々乗継のためのチェックインに必要なカウンターを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。 2. 航空運送事業者に対して、国内線乗継を行う航空旅客のチェックインに必要なカウンターを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	ラウンジ	航空運送事業者に対して、ラウンジサービスを実施するために必要なスペースを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	航空運送事業に必要なその他の施設の貸与業務	上記に掲げるものの他、必要に応じて、航空運送事業者に対して、航空運送事業に必要な施設及びスペースを公平に貸与するとともに、航空運送事業者が当該事業を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこと。	
	航空運送事業者からの施設賃貸料等の徴収	航空運送事業者から徴収する施設賃貸料、施設使用料等が、他空港の事例を勘案し、航空運送事業者との交渉上も実現可能性が十分にあると考えられ、必要コストの回収が可能な範囲で適正な水準であること。	

第2章 運営

第3節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル、連絡通路）

項目		性能要件	提示資料
	構内営業者に対する施設貸与業務		
	一般	構内営業者に対して公平な取扱いを行うこと。	
	構内営業	1. 構内営業を行う者の募集・選定・契約にあたっては、以下の事項を遵守しつつ、空の玄関口としてふさわしいテナントを誘致し、当該テナントに対して必要となるスペースを貸与すること。 ・ 構内営業は、飲食、物販等空港利用者の利便のために必要なものであること。 ・ 構内営業で提供されるサービスの料金が、空港利用者が利用しやすい適正な水準であること。 ・ 公序良俗に反する内容を有した営業は、国際線旅客ターミナルビルとしての正常な営業秩序又は空港の適正な管理、運営を妨げるおそれがあるので排除すること。 ・ 空港利用者の需要に対し適正な規模の供給を維持すること。 ・ 構内営業を行う事業者が、営業の遂行上適切な計画、資産、信用及び経営能力を有すること。 2. 派出所、銀行、郵便局等航空旅客の利便に資する公共サービスが確実に提供されるよう努めること。 3. POS等により構内営業の売上管理を確実に行うこと。 4. 構内営業で提供されるサービスの内容・価格については、空港利用者が満足するサービスが適正な価格で提供されるよう継続的に監視を行うこと。	
	利便施設の導入	海外旅行損害保険販売、ホテル案内、外客誘致のための観光情報提供等空港利用者の利便に資するサービスを行う事業者に対して必要なスペースを貸与すること。	
	レンタカーサービス	レンタカー事業者に対して必要なスペースを貸与するとともに、航空旅客が円滑にレンタカーサービスを受けられるよう、同事業者に対して適切な協力・支援を行うこと。	
	手荷物一時預かりサービス	航空旅客の手荷物の一時保管業務を提供する事業者に対して必要なスペースを貸与し、航空旅客が確実に当該サービスを受けられるようにすること。	
	手荷物宅配サービス	手荷物宅配サービスを提供する運送事業者等に対して必要なスペースを貸与し、航空旅客が確実に当該サービスを受けられるようにすること。	
	宿泊施設	必要に応じて、宿泊・休憩施設を運営する事業者に対して必要なスペースを貸与し、空港利用者が確実に当該サービスを受けられるようにすること。	
	室内広告管理	1. 必要に応じて、室内広告を掲出する者に対して必要なスペースを貸与すること。 2. 室内広告を掲出する者の募集・選定・契約にあたっては、以下の事項を遵守しつつ、空の玄関口としてふさわしい内容の広告を誘致し、当該広告の掲出に必要なスペースを貸与すること。 ・ 空港の設置管理上及び対象施設の運営上支障のないこと ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する内容でないこと ・ 虚偽、誇大な表現がある内容でないこと ・ 公衆に不快感を与える内容でないこと ・ 特定の政治活動のためになる内容でないこと	

第2章 運営

第3節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル、連絡通路）

項目		性能要件	提示資料
	その他の構内営業に必要な施設の貸与業務	上記に掲げるものの他、必要に応じて、航空旅客の利便に資する構内営業を行う者に対して、必要なスペースを貸与すること。	
	構内営業を行う者からの施設賃貸料の徴収	構内営業等を行う者から徴収する施設賃貸料が施設内容に照らして、必要コストの回収が可能な範囲で適正な水準であること。	
	その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務		
	一般	1. 空港利用者の利便のために必要な運営業務を自ら適切に実施すること。 2. 運営業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守すること。 ・飲食、物販等空港利用者の利便のために必要なものであること。 ・提供されるサービスの料金が、空港利用者が利用しやすい適正な水準であること。 ・公序良俗に反する内容を有した営業は、国際線旅客ターミナルビルとしての正常な営業秩序又は空港の適正な管理、運営を妨げるおそれがあるので排除すること。 ・空港利用者の需要に対し適正な規模の供給を維持すること。 ・営業の遂行上適切な計画、資産、信用及び経営能力を有すること。 3. 空港利用者に対して質の高い快適性と利便性を提供し続けること。	
	直営店舗	必要に応じて、免税店・宿泊施設の運営を自ら行う場合は、空港利用者のニーズに最大限配慮するとともに、収益性を十分に検証し、過大なリスクを負うことのないようにすること。	
	国際線ターミナルビルに必要な業務	必要に応じて、ラウンジや納品のために必要なサービスヤード等を適切に運営すること。	

第2章 運営

第3節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル、連絡通路）

項目		性能要件	提示資料
警備業務			
一般		1. 国際的に航空機爆破等のテロ行為の発生が懸念される状況の中、国際空港として求められる高度なセキュリティを確保すること。 2. 特別警備を要する場合は、巡回警備回数及び警備員人数の増、チェックの強化等を行うことにより警備の強化を図ること。	
巡回警備		1. 空港利用者の安全を確保するとともに、貸付対象敷地及び対象施設内の財産の保全を図るために、国、警察及び航空運送事業者と連携し、適宜貸付対象敷地及び対象施設内の巡回警備を行うこと。 2. 対象施設の破損、施設内の事故や盗難等の予防に努めるとともに、事故の発生、不審者の侵入、不審物の放置、盗難、破壊行為等の早期発見に努めること。	
制限区域等への立ち入り制限		1. 空港利用者の安全を確保するため、制限区域に人、車両がみだりに立ち入らないようにすること。 2. 制限区域へのゲートに関しては、原則として立哨警備を行い、厳格な立ち入り検査を行うこと。 3. 航空旅客以外の従業員通路等保安区域への通路については、一般の空港利用者が出入できないよう、出入口扉については電子ロック、生体認証技術等の活用による機械警備を行い、当該警備を行わない場合には、立哨警備による立入承認証のチェックを行うこと。また、保安区域に入る空港関係者、納入物品等については、金属探知器、X線検査装置等を用いた厳格な立入検査を行うこと。 4. その他立哨警備では不十分な場合、もしくは常時監視が必要な場合には、監視用ＩＴＶ等により監視すること。 5. ＣＩＱや航空運送事業者の事務室等一般の空港利用者の立ち入りの制限が必要な区域については、立哨警備を行い、厳格な立ち入り検査を行うこと。	
対応マニュアルの作成		国、警察及び航空運送事業者と連携し、空港における事件発生時の緊急対応や、不法侵入事案への対応、不審物発見時の対応、外部からの投書等に対する対応等を適切に行うためのマニュアルを作成すること。	
緊急時対策			
防火対策		1. 防火対策を適切に行うとともに、火災発生に対し、空港利用者の安全を確保し円滑に救助活動が行える体制を整えるとともに、防火マニュアル等を作成し、関係者に周知徹底すること。 2. 火災発生時には、空港利用者に対して迅速な避難誘導を行えるよう計画すること。	
災害対策		1. 地震等自然災害発生に対し、空港利用者の安全を確保し円滑に救助活動が行える設備と体制を整えるとともに、災害対策マニュアル等を作成し、関係者に周知徹底すること。 2. 災害発生時には、空港利用者に対して迅速な避難誘導を行えるよう計画すること。	
事故対策		事故の発生に対し、空港利用者の安全を確保し円滑に救助活動が行える設備と体制を整えるとともに、事故対策マニュアル等を作成し、関係者に周知徹底すること。	
救急医療		空港利用者に対し救急医療サービスが提供できる体制を整えること。	
テロ等非常時対策		テロ等の非常時及び緊急時に迅速かつ適切に対応できる体制を確保すること。	

第2章 運営

第4節 性能要件（駐車場）

項目	性能要件	提示資料
運営業務に関する性能要求		
空港利用者用駐車場の運営業務		
一般	供用開始時点で、1,500台以上2,500台以下の適正な規模の駐車場、及び駐車待ちの自動車等も含め、円滑かつ適切に運営を行うことができる体制を確保すること。	
駐車場案内・誘導等	駐車場の案内・誘導サービス、満車・空車情報の提供等、必要な運営業務を実施すること。	
カートの提供	1. 利用者のニーズに対応できるよう、利用目的にあったカートを適切な場所に十分な台数を配置すること。 2. カートの構造については、安全性、利便性、積載性に十分配慮すること。 3. 原則として無料とすること。	
事故防止	歩行者、車両双方の事故防止対策を講じ、実施すること。	
保安対策	駐車場内における車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する保安対策を講じ、実施すること。	
その他空港利用者用駐車場の運営に必要な業務	上記に掲げるものの他、必要に応じて、空港利用者の利便に資する駐車場の運営に必要な業務を行うこと。	
従業員用駐車場の運営業務		
駐車料金の徴収	1. 駐車料金を徴収する場合は、自動車の駐車は時間貸しを基本とすること。 2. 月間パスや定期券の発行等の料金メニューを提案することは可能である。	
事故防止	歩行者、車両双方の事故防止対策を講じ、実施すること。	
緊急時対策		
防火対策	国際線旅客ターミナルビルにおける性能要件と同じ。	
災害対策	国際線旅客ターミナルビルにおける性能要件と同じ。	
事故対策	国際線旅客ターミナルビルにおける性能要件と同じ。	
救急医療	国際線旅客ターミナルビルにおける性能要件と同じ。	
テロ等非常時対策	国際線旅客ターミナルビルにおける性能要件と同じ。	

第3章 設 計

第3章 設計

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
設計に関する業務			
一般	一般	対象施設の設計に関する業務について、以下の業務を行うこと。	
	調査業務	対象施設の設計に係る敷地測量、土質調査、地下埋設物調査（磁気探査調査等）、電波障害対策調査等を必要に応じて行うこと。	
	設計業務	対象施設の設計及び建築確認申請等必要な申請手続を行うこと。	
設計条件			
	敷地条件		
	立地場所	東京都大田区羽田空港二丁目（東京国際空港内）	
	敷地面積	貸付対象敷地面積は130,198.77㎡からC I Q施設敷地面積を除いた面積とする。なお、本敷地は、建築基準法第86条の公告認定対象区域内となる予定であり、当該区域を同一敷地内とみなすことができる。	
	敷地形状	提示資料による。 ただし、対象施設の設計に係る敷地測量を行うこと。	事業別整備範囲図面集
	用地造成地盤高	用地造成地盤高は、提示資料を基本とする。	エプロン等事業要求水準書
	地域地区	準工業地域、準防火地域である。	
	建蔽率	60%である。	
	容積率	200%である。	
	過去の土地利用状況	提示資料による。	土地利用状況図面集
	土質条件	提示資料による。 ただし、対象施設の設計に係る土質調査等を行うこと。	エプロン等事業要求水準書

第3章 設計

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
	既設構造物の分布	提示資料による。 ただし、対象施設の設計に係る地下埋設物調査（磁気探査調査等）を行うこと。なお、危険物（残存爆発物等）を発見した場合は、国の指示に従うこと。 本事業の設計にあたっては、周辺の既存施設（京急軌道部等）に影響がおこらないように留意するとともに、必要に応じて関係者と協議及び確認のうえ計画すること。	土地利用状況図面集
	建設副産物の存在及び活用	事業者は、国と協議の上、本事業用地及び隣接区域に提示資料の通り仮置されている建設副産物を本事業に活用することができる。	エプロン等事業要求水準書
	建設副産物の仮置場	本事業にかかる建設副産物に、最終的に余剰が発生した場合は、提示資料に示す現空港地区に置くことができる。	エプロン等事業要求水準書
	雨水排水	場外への雨水排水については、関係者と協議の上、必要に応じた適切な処理を行い、周辺地域の環境保全に努めること。水素イオン濃度は、PH5.0以上9.0以下を遵守すること。	
	その他		
	周辺道路の状況	本敷地周辺における既設の道路は提示資料による。	土地利用状況図面集
	空港運用条件		空港運用条件図面集
	制限表面		
	一般	制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽してはならない。	
	現空港の制限表面	提示資料による。	
	再拡張後の制限表面	提示資料による。	
	管制塔からの視認	管制塔からの視認の妨げになる高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽してはならない。	
	航空保安施設への影響	航空保安施設に対して電波障害となる建造物を設置してはならない。 また、必要に応じて対象施設の設計に係る電波障害対策調査を行うこと。	

第3章 設計

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
	配置		事業別整備範囲図面集
	国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場	基本的に提示資料に示す敷地範囲内で計画すること。	
	連絡通路・カーブサイド歩道 （各接車レーン歩道を含む）	基本的に提示資料に示す敷地範囲内で計画すること。	
	空港利用者用駐車場	提示資料に示す敷地範囲内で、供用開始時点においては、駐車台数1,500台以上2,500台以下（大型自動車対応を含む）の適正な規模とすると共に、将来の拡張に対して柔軟に対応できる計画とすること。	
	他事業の状況		
	エプロン等事業		エプロン等事業要求水準書
	一般	本事業と同時期に行われる事業として、エプロン等事業が予定されている。 対象施設の設計にあたっては、同事業により整備される施設と調和のとれた景観となるよう配慮した計画とすること。また、工程等の調整を行うこと。	
	エプロン	本事業で整備する固定橋及びパッセンジャー・ボーディング・ブリッジ（PBB）は、提示資料の通り整備される固定スポット及びエプロン照明灯と整合のとれた計画とすること。	
	GSE車両通行帯	本事業で整備する外構は、提示資料の通り整備されるGSE車両通行帯等と整合がとれた計画とすること。	
	構内道路	本事業で整備するカーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む）は、提示資料の通り整備される構内道路と整合のとれた計画とすること。 なお、警察協議の過程において、構内道路の線形等は、提示資料によるものから変更する可能性がある。 一方、南北のサービス道路と本事業で必要な敷地内道路位置についての多少の位置調整は可能とする。	
	共同溝	提示資料の通り共同溝が整備される計画である。	
	幹線排水設備	本敷地の雨水排水は、提示資料の通り整備される幹線排水設備と整合のとれた計画とすること。	
	駐機位置指示灯及びスポット番号表示灯	本事業で整備する国際線旅客ターミナルビルは、提示資料の通り整備される駐機位置指示灯及びスポット番号表示灯と整合のとれた計画とすること。	

第3章 設計

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
	貨物ターミナル事業		貨物ターミナル事業要求水準書
	一般	本事業と同時期に行われる事業として、貨物ターミナル事業が予定されている。 対象施設の設計にあたっては、同事業により整備される施設と調和のとれた景観となるよう配慮した計画とすること。また、必要に応じて工程等の調整を行うこと。	
	国直轄事業		
	一般	本事業と同時期に行われる事業として、国直轄事業が予定されている。	
	立入禁止柵	本事業で整備する立入禁止柵は、提示資料の通り整備される場周柵と整合のとれた計画とすること。	その他図面集 航空保安関連資料
	その他民間事業		エプロン等事業要求水準書
	京浜急行	本事業で整備する連絡通路は、提示資料の通り整備される新駅と、地上2階及び地上3階レベルで接続する計画とすること。 なお、既設の軌道部に対して配慮した計画とするとともに景観等についても調整が必要となる。 また、同軌道部に換気塔が設置されているので、提示資料の通り移設する計画とする。	鉄軌道計画図面集 土地利用状況図面集 京浜急行施設条件書 【参考資料】京浜急行整備工程（案）
	東京モノレール	本事業で整備する連絡通路は、提示資料の通り整備される新駅と、地上2階及び地上3階レベルで接続する計画とすること。 なお、新設の軌道部に対して配慮した計画とするとともに、景観等についても調整が必要となる。	鉄軌道計画図面集 【参考資料】東京モノレール整備工程（案）
	G P U	本事業で整備する国際線旅客ターミナルビルは、提示資料の通り（株）エージービーが整備するG P Uと整合のとれた計画とすること。	その他図面集

第3章 設計

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
	ライフライン等		ライフライン図面集、 エプロン等事業要求水準書
	整備状況		
	一般	それぞれの供給事業者等が本敷地近傍まで整備を行う予定であり、事業者は、供給事業者等と協議し必要事項について確認の上、計画すること。	
	上水道	提示資料の通り構内道路下（共同溝内）に整備する上水道管より給水を受けること。	
	下水道	提示資料の通り構内道路下に整備する下水道管に接続、放流すること。	
	都市ガス	提示資料の通り構内道路下に整備するガス導管より中圧供給を受けること。	
	電力	提示資料の通り構内道路下（共同溝内）に整備する配電線路より受電すること。	
	通信	提示資料の通り構内道路下（共同溝内）に整備する通信線路より引き込むこと。	
	C I Q施設		協定書、設計委託契約書、 C I Q施設条件書 【参考資料】C I Q施設（参考資料）
	設計に関する業務	設計業務に先立ち、国は事業者との間で、業務内容【建設省告示第1206号（昭和54年7月10日）】を基本とする委託契約を締結の上、実施することとする。 なお、詳細な業務内容については別途協議の上、決定することとする。	

第3章 設計

第2節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場）

項目	性能要件	提示資料
機能性・安全性に関する性能		
総則	国際線旅客ターミナルビルとしてふさわしいサービスの提供を行うために、プロセッシングエリアをメインとなる機能ととらえ、コモニュース化（国内外の航空運送事業者を対象とした共有化等）を導入した上で適切な配置計画を行い、その明確化を図ること。 さらに、用途に応じた機能を十分に発揮できるものとし、国際的に航空機爆破等のテロ行為の発生が懸念される状況の下、総合的・効率的な航空保安対策を確立する必要がある。また、事業期間中、利用者のニーズや社会情勢に応じ、施設の変更や各種システムの更新等が柔軟に行える計画であること。なお、宿泊施設や商業施設等大規模な施設を計画する場合は、旅客ターミナルビル本館と一体であるとともに、用地の有効利用の観点から上空の利用を基本とする。	
配置計画		
一般	国際線旅客ターミナルビルとして必要な機能・スペースを確保し、各施設間の関係に留意した適切な配置及び国際標準のサービスレベルを確保した計画であること。中でもプロセッシングエリアをメインとなる機能ととらえ、旅客動線に十分配慮した配置計画であること。 また、航空保安対策についても配慮した計画とすること。	
出発ロビー		
一般	必要な施設を適切に配置し、各施設毎の処理時間とスペースの関係が、旅客サービスの観点から適切であること。 また、外的要因も的確に把握し、ボトルネック現象が起こらないよう計画すること。	【参考資料】アクセス機関分担率（平成15年度）
必要施設・設備	総合案内カウンター、チェックインカウンター（CUTEシステムを含む）、団体旅客用カウンター、運航情報システム（FIS）等の必要施設・設備を適切に計画すること。	
バゲージ・ハンドリング・システム（BHS）		
一般	高度なセキュリティを確保した上で、旅客の定時性を最大限に考慮し、迅速で効率的なシステムを計画すること。	
必要施設・設備	受託手荷物処理設備、手荷物荷捌場、バゲージ・クレイム等の必要施設・設備を適切に計画すること。	
受託手荷物処理	他の機能に影響を及ぼさないルートの設定及び必要な処理能力を確保した計画であること。	
	インライン方式による信頼性が高い検査システムを計画すること。なお、インライン方式による受託手荷物検査については、多段階検査方式とするが、将来すべての受託手荷物検査をアメリカ合衆国連邦航空局（FAA）が認証した爆発物検知装置（EDS）による検査とすることも可能な計画としておくこと。	
保安検査施設	航空機に搭乗する旅客及び機内持込み手荷物等の検査を行うために必要なスペース及び関連施設等を適切に計画すること。	

第3章 設計

第2節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
	C I Q施設		協定書、設計委託契約書、C I Q施設条件書 【参考資料】C I Q施設（参考資料）
	一般	国際線旅客ターミナルビルにおける重要かつ不可欠の機能であり、その配置は航空旅客の処理能力に影響を与えるため、十分配慮した計画であること。	
	C I Q施設	国際線旅客ターミナルビルの計画にあたっては、現時点におけるC I Q施設条件書を満足する計画であること。なお、設計時に国とS P Cとの間で協議の上、確定することとする。	
	出発コンコース及びラウンジ等		
	一般	出発コンコースと到着コンコースは、構造的に分離した計画であること。 出発ゲートへの的確な誘導案内が可能であり、かつ、歩行支援設備等の配置が、航空旅客及び従業員へ十分配慮した計画であること。 また、ゲートラウンジの規模や空間が、旅客サービスの観点から適切であること。	
	必要施設・設備	コンコース、ゲートラウンジ、バスラウンジ、エアラインラウンジ等の必要施設・設備を適切に計画すること。	
	固定橋及びパッセンジャーボーディングブリッジ（P B B）	エプロン等事業で整備する固定スポット及びエプロン照明灯等と整合のとれた10スポット分を計画すること。 但し、No106～108スポットに設置するP B Bについては、（株）A G Pと調整のうえ、G P Uが懸架できる構造とすること。 なお、P B Bの配置、勾配、設備は、旅客がスムーズに利用できる計画とすること。	エプロン等事業要求水準書
	到着コンコース	到着コンコースと出発コンコースは、構造的に分離した計画であること。 なお、際々乗り継ぎルートの確保及び歩行支援設備等の配置が、航空旅客及び従業員へ十分配慮した計画であること。	
	到着ロビー	送迎者用待ちスペースの確保や、運航情報システム（F I S）等のサービス及び到着旅客へのアクセス交通情報等の提供が適切に行える計画とすること。	
	航空運送事業者事務室等		
	一般	運用上必要な施設を適切に計画すること。 また、就航する航空運送事業者数等は、不確定なものであるため、当該施設の規模・配置等は、柔軟に対応可能な計画であること。	
	必要施設・設備	航空運送事業者事務室、グランドハンドリング事務室等の必要諸室を適切に計画すること。	

第3章 設計

第2節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
		コンセッション	空港としての用途又は目的を妨げない限度において、国際線旅客ターミナルビルに必要と思われる飲食店や土産物店をはじめ、IT技術を活用し、より便利に利用して頂ける新しいサービスや2時間程度の時間を快適に過ごせる施設等を計画すること。 特にプロセッシングエリアに影響が及ばないことに留意しつつ、航空旅客の特性・利用者ニーズに対応した配置とするとともに、用途や面積の変更に対しても、柔軟に対応可能な計画とすること。
		設備	
		一般	24時間運用であることに配慮し、安定的で質の高いシステムを構築するとともに、省エネルギー化や維持管理を視野に入れた効率の良い計画であること。
		必要施設・設備	電気設備（電灯設備、受変電設備、館内放送設備など）及び機械設備（空気調和設備、給排水衛生設備、昇降機設備など）等必要な設備を適切に計画するとともに施設整備完了後の点検保守の容易性及び更新等に必要となるスペースを適切に確保した計画とすること。
		従業員用駐車場	必要な規模を整備するとともに、周辺施設と整合のとれた場所に適切に計画すること。
		その他付帯施設	
		一般	その他国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場に必要と思われる施設及び設備等を計画すること。
		立入禁止柵	制限区域に人、車両等がみだりに立ち入らないようにするため、制限区域の周囲に原則として隙間なく立入禁止柵を計画すること。 なお、高さ、材質、構造等は提示資料を基本とする。
		ゲート	制限区域に接する建物以外について、必要最小限のゲートを計画すること。 なお、高さ、材質、構造等は提示資料を基本とする。
		国内線との乗継旅客用施設	国内線旅客ターミナルビルとの連絡に必要な対応策の提案を行うこと。なお、具体的な責任分担については、事業者選定後、国、SPC、国内線旅客ターミナルビル運営事業者、航空運送事業者及び鉄道事業者の間で調整の上、決定することとする。

航空保安関連資料

第3章 設計

第2節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
	保安対策・安全対策		航空保安関連資料
	保安区域	保安区域は、航空機乗務員及び航空旅客以外の者の立入が制限される区域であり、国際線旅客ターミナルビルにおける重要な区域であるため、詳細な検討が必要であるが、特に、航空旅客出入口以外の通路については、従業員、物販の搬出入等複雑な要因が多いため、安全で明確な計画であること。	
	セキュリティ	高度なセキュリティを確保していくために必要となる施設を計画すること。 保安区域の航空旅客入口においては、高度な保安検査を実施することとするが、航空旅客入口以外の保安区域への通路についても、ＩＴＶ、電子ロック、生体認証技術の活用等により厳格な出入管理が行える計画とすること。	
	維持管理性	24時間運用の施設であることに配慮し、使用材料、形状、配置等を定める際には、対象施設の維持管理が継続的に容易かつ確実に実施できるよう計画すること。 使用材料は、合理的な範囲で耐久性に優れたものとする。経常的な維持管理が困難なものについては、メンテナンスフリーを保証できる材料等の採用や、長期の耐久性を有し交換によって機能回復が図られる材料等で計画すること。	
	計画の柔軟性	事業期間中、利用者のニーズや社会情勢に応じ、施設の変更や各種システムの更新等が国際線旅客ターミナルビルとしての機能に影響なく柔軟に行える計画であること。	
利便性・快適性に関する性能			
	総則	旅客動線の連続性に留意し、わかりやすい空間構成とするとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを基本とし、高齢者・身体障害者等への配慮も考慮したユーザーフレンドリーで快適で魅力的な質の高いサービスの提供ができる計画であること。	
	航空旅客動線		
	一般	エアサイド側施設とアクセス施設との間に位置する国際線旅客ターミナルビルについては、相互の連絡が円滑であるとともに、内部空間においても目的別の的確に移動でき、わかりやすく明快な動線計画とすること。 また、利用目的にあった十分な台数のカートを設置できるスペースを適切な場所に計画すると共に、カート利用者がスムーズに通行できる歩行空間の確保や歩行支援設備等による歩行距離の短縮を図る計画とすること。	
	エアサイド側施設との連絡	高度なセキュリティシステムを構築し、目的場所への的確な誘導案内が可能な計画であること。また、オープンスポットを空港利用する航空旅客に対しても、スムーズで快適な乗降が行える計画であること。	航空保安関連資料
	アクセス施設との連絡	目的場所への的確な誘導案内が可能な計画であること。また、空港利用者が安全かつ円滑に移動できる計画であること。 特に、一般の空港利用者の利用に影響を与えるおそれがある特別な配慮が必要な航空旅客については、他の空港利用者と分離した動線を確保すること。	
	送迎者・見学者・一般来港者の動線		
	動線計画	各利用者のニーズ及び行動を把握し、的確な動線計画であること。	

第3章 設計

第2節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
従業員及び物販の動線			
	エアサイド側施設との連絡	高度なセキュリティシステムを構築し、人と物が安全かつ円滑に移動できる計画であること。 また、物の搬出入のためのサービスヤードの規模・配置も、適切な計画であること。	航空保安関連資料
	アクセス施設との連絡	人と物が安全かつ円滑に移動できる計画であること。 また、物の搬出入のためのサービスヤードの規模・配置も、適切な計画であること。	
ユニバーサルデザイン			みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料
	一般	高齢者、障害者（傷病者、乳幼児を連れた者、オストメイトを含む。）をはじめ、すべての利用者が安全かつ円滑に利用できることを基本とし、設計段階から幅広い関係者からの多様な意見・提案を反映させた「参加型」のユニバーサルデザインを導入し、ハード面とソフト面が融合した質の高い計画とすること。	
	歩行者通路	歩行者通路は可能な限り方向性が明快なものとし、段差を解消し、複雑な曲がり角や突起物がないようバリアフリー化を図る計画とすること。	
	誘導案内用設備	視覚障害者及び聴覚障害者へ配慮した計画とすること。	
情報提供			
	一般	国際線旅客ターミナルビルとして必要な空港内外の情報が、的確に空港利用者に提供できる計画であること。	
	運航情報システム（FIS）	空港利用者が集中する場所において、的確に情報提供ができる計画であること。	
	アクセス交通機関情報	アクセス交通機関情報の提供に必要なスペース等を適切に計画とすること。	
	観光等に関する情報	観光等に関する情報の提供に必要なスペース等を適切に計画とすること。	
	サイン	空港利用者にとって親しみやすくわかりやすいサイン計画とするとともに多言語化の表示についても配慮した計画とすること。 ピクトグラフについては、日本工業規格JIS Z 8210（案内用図記号）に規定のあるものは、当該図記号を使用すること。	
	ミーティングポイント等	国際線旅客ターミナルビルは大空間であるため、誰にでもわかりやすいシンボルとなる場所を設けたり、所在等を容易に認知できるよう配慮した計画とすること。	
	アメニティ	国際空港にふさわしく、人に優しい空間を確保するとともに、その活用方策についても検討がなされている計画であること。	

第3章 設計

第2節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
適正な利用者負担に関する性能			
総則	事業期間にわたって低廉かつ良質な公共サービスの提供を可能とするために、「より良いものをより安く」という観点に加え、より耐用年数が長くて、かつ、省エネルギー・省資源化を考慮した環境と調和するような計画であること。		
	コスト縮減への取り組み		
	一般	仕様のメリハリ等、コスト縮減への取り組み方針が明確に整理された計画であること。	
	ライフサイクルコスト（L C C）	ライフサイクルコストの低減が図れる計画であること。	
環境保全性に関する性能			
総則	省エネルギー・省資源等ライフサイクルを通じて、環境負荷の低減を図る計画であること。 また、環境影響に係る各環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標を自ら設定し、目標の達成に努めるための適切な計画を行うこと。		
環境影響			
一般	環境の保全への配慮が可能となるよう、「エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）」等を参考とし、適切な手法により環境への影響を十分に検討した計画であること。		エコエアポート・ガイドライン（空港環境編）
エコマテリアル		使用部位に応じて材料に求められる性能を勘案の上、環境負荷を低減する計画とすること。	
省エネルギー・省資源			
	自然エネルギーの利用	自然エネルギーは積極的に有効利用する計画とすること。	
	L C C O2値の削減	エネルギーロスの低減を図るなど、トータルでのL C C O2の総排出量削減を考慮した計画とすること。	
	廃棄物処理	廃棄物の再利用について、検討がなされている計画であること。	
	雨水・排水再利用	水資源の有効利用のため、雨水・排水再利用を図る計画であること。	

第3章 設計

第2節 性能要件（国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
景観性に関する性能			
総則		空の玄関口としてふさわしい計画であること。 なお、国際線旅客ターミナルビルは、広域輸送ネットワークと地域社会とを連結する重要な場所であることに留意し、地域としてのアイデンティティを意識した計画であること。	
景観計画			
	一般	周辺地域との連携（ランドスケープデザイン等）及び周辺環境との調和に配慮し、コンセプト自体が明確に表現できている計画であること。 なお、連絡通路や空港利用者用駐車場と一体となった景観計画であること。	
デザイン		快適で魅力的な空間を長期間に渡り提供していくために、明快なデザインコンセプトが表現できている計画であること。	
緑化			
	一般	緑化に当たっては、エプロン等事業においてカーブサイド側緑地の本数等を定めているので、その計画と調和のとれた計画とすること。また、維持管理性にも考慮すること。	エプロン等事業求水準書
	緑化計画	エプロン等事業及び貨物ターミナル事業と調和のとれた計画とすること。よって、実施に向けては各事業者間で調整の上、計画することとなる。	

第3章 設計

第3節 性能要件（連絡通路・カーブサイド歩道）

項目		性能要件	提示資料
機能性・安全性に関する性能			
総則		連絡通路は、国際線旅客ターミナルビルと空港利用者用駐車場との間を適切に連絡させるとともに、京浜急行新駅、東京モノレール新駅及びカーブサイド歩道等周辺施設との連携にも十分に配慮した計画であること。 なお、事業期間中、利用者のニーズや社会情勢に応じ、施設の変更や各種システムの更新等が柔軟に行える計画であること。	
配置計画			エプロン等事業要求水準書 鉄軌道計画図面集
一般		連絡通路は、国際線旅客ターミナルビル、空港利用者用駐車場、京浜急行新駅、東京モノレール新駅及びカーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む）との連携に配慮した、適切な配置計画であること。 また、カーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む）は、エプロン等事業で整備する構内道路と整合のとれた計画とし、連絡通路との接続は歩行者動線に配慮した計画であること。	
連絡通路			
	他施設との連絡	京浜急行新駅及び東京モノレール新駅との接続については、国際線旅客ターミナルビルに極力近接した位置とし、接続のレベルは、地上2階及び地上3階レベルとする。 なお、東京モノレールの新設の軌道部に対しても、構造上配慮した計画とすること。	
	接続	周辺施設との接続は、適切な位置となるよう計画し、当該接続部においても十分な幅員が確保できる計画であること。なお、カート利用者への配慮も行った計画とすること。	
	建築限界	エプロン等事業で整備する構内道路の建築限界（H=4.5m）に維持管理上の余裕を確保した計画とすること。	
カーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む）			
	庇等	カーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む）には、空港利用者へのサービス施設として庇等を計画すること。	
	昇降設備	空港利用者の利便性及び安全性に十分配慮した昇降機等を設置し、連絡通路と適切に接続させる計画とすること。	
	標識等	乗降場として必要な標識等を計画すること。	
	接続	エプロン等事業で整備する構内道路と整合のとれた計画とすること。 連絡通路との接続は歩行者動線に配慮した計画とし、接続のレベルは、原則地上2階レベルとする。	

第3章 設計

第3節 性能要件（連絡通路・カーブサイド歩道）

項目			性能要件	提示資料
		その他付帯施設		
		一般	その他連絡通路・カーブサイド歩道に必要と思われる施設及び設備等を計画すること。	
	維持管理性		24時間運用の施設であることに配慮し、使用材料、形状、配置等を定める際には、対象施設の維持管理が継続的に容易かつ確実に実施できるよう計画すること。 使用材料は、合理的な範囲で耐久性に優れたものとする。経常的な維持管理が困難なものについては、メンテナンスフリーを保証できる材料等の採用や、長期の耐久性を有し交換によって機能回復が図られる材料等で計画すること。	
	計画の柔軟性		事業期間中、利用者のニーズや社会情勢に応じ、施設の変更や各種システムの更新等が連絡通路としての機能に影響なく柔軟に行える計画であること。	
	利便性・快適性に関する性能			
	総則		周辺施設との連携に配慮し、歩行者動線の円滑な処理を可能とするため、わかりやすい空間構成とするとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを基本とし、高齢者・身体障害者等への配慮も考慮したユーザーフレンドリーで快適で質の高いサービスの提供ができる計画であること。 また、歩行者動線が輻輳する場所でもあるので、的確な情報提供ができる計画であること。	
	動線計画			
	一般		周辺施設相互間の歩行者動線を円滑かつ的確に処理できる計画とすること。 また、利用目的にあった十分な台数のカートを配置できるスペースを適切な場所に計画すると共に、カート利用者がスムーズに通行できる歩行空間の確保や歩行支援設備等による歩行距離の短縮を図る計画とすること。	
	連絡通路			
	歩行者動線	わかりやすい空間構成とし、目的場所への的確な誘導案内が可能な計画であること。 また、利用目的にあった十分な台数のカートを配置できるスペースを適切な場所に計画すると共に、カート利用者がスムーズに通行できる歩行空間の確保や歩行支援設備等による歩行距離の短縮を図る計画とすること。		
		周辺施設との連絡	歩行者動線の分合流を適切に処理できる計画であること。 京浜急行新駅及び東京モノレール新駅との連絡は、空港利用者の利便性の向上に配慮し、駅舎部（ラッチ部）等とのスムーズな連絡を可能とする合理的かつ効率的な動線計画とすること。	
カーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む）		バス・タクシー等の利用者が快適でスムーズに乗降できる計画とし、連絡通路とも適切に接続できる合理的かつ効率的な動線計画とすること。特に、強風、雨天時の対策にも配慮した計画であること。		

第3章 設計

第3節 性能要件（連絡通路・カーブサイド歩道）

項目		性能要件	提示資料
	ユニバーサルデザイン		みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料
	一般	高齢者、障害者（傷病者、乳幼児を連れた者、オストメイトを含む。）をはじめ、すべての利用者が安全かつ円滑に利用できることを基本とし、設計段階から幅広い関係者からの多様な意見・提案を反映させた「参加型」のユニバーサルデザインを導入し、ハード面とソフト面が融合した質の高い計画とすること。	
	歩行者通路	歩行者通路は可能な限り方向性が明快なものとし、段差を解消し、複雑な曲がり角や突起物がないようバリアフリー化を図る計画すること。	
	誘導案内用設備	視覚障害者及び聴覚障害者へ配慮した計画とすること。	
	情報提供		
	一般	連絡通路は各交通機関との動線が輻輳する場所であるので、必要な空港内外の情報を的確に空港利用者に提供できる計画であること。	
	運航情報システム（F I S）	空港利用者が集中する場所において、的確に情報提供ができる計画であること。	
	サイン	空港利用者にとって親しみやすくわかりやすいサイン計画とし、国際線旅客ターミナルビルにおけるサインとの連携・統一を図ること。 また、各交通機関へのサインを適切に配置し、的確な情報提供ができる計画であること。	
	アメニティ	自然採光を可能な限り確保するとともに、閉塞感のない開放的な空間構成に努めること。 また、国際空港にふさわしく、人に優しい空間を確保するとともに、その活用方策についても検討がなされている計画であること。	
	適正な利用者負担に関する性能		
	国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場における性能要件と同様。		
環境保全性に関する性能			
	国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場における性能要件と同様。		
景観性に関する性能			
	国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場における性能要件と同様。		

第3章 設計

第4節 性能要件（空港利用者用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
機能性・安全性に関する性能			
総則		空港利用者用駐車場は、国際線旅客ターミナルビル及び連絡通路と一体となって機能するものであるため、必要な駐車台数を確保した上で、適切な配置計画であること。 また、安全に車両走行ができるよう駐車場管制を行うものとする。 なお、事業期間中、利用者のニーズや社会情勢に応じ、施設の変更や各種システムの更新等が柔軟に行える計画であること。	
配置計画			事業別整備範囲図面集 エブロン等事業要求水準書
一般		必要な駐車台数を確保した上で、周辺施設の配置に配慮した、適切な配置計画であること。	
対象車両		普通車、大型車、自動二輪車を対象とした計画とすること。	
駐車ます		大型車用駐車ます 適切に計画すること。 一般駐車ます 6m×2.5mとすること。 車椅子利用者駐車ます 6m×3.5mとすること。	
車両出入口		駐車場出入口は、提示資料に示す敷地範囲内で計画すること。 なお、見通しを確保し、死角がない構造とするとともに、入場待ち車両の滞留による周辺交通への影響がない計画とすること。その際には、官庁協議等の結果を踏まえるものとする。	
他施設との連絡		空港利用者用駐車場と国際線旅客ターミナルビルとの間は、架空の連絡通路で適切に接続する計画とすること。	
駐車形式		柔軟性を確保した計画であること。	
断面計画		国際線旅客ターミナルビルの階高と連絡通路のレベルとの整合を図った上で断面計画を行うこと。	
管理室		駐車券の発券や料金徴収が円滑に行なわれるように配慮した計画とすること。	
その他付帯施設			
一般		その他空港利用者用駐車場に必要と思われる施設及び設備等を計画すること。	
駐車場管制		満空表示、出庫注意灯、監視に必要なカメラ等を適切に配置し安全性を確保した計画とすること。	
防犯対策		防犯対策の観点から、照明設備及び監視に必要なカメラ等を適切に配置すること。	

第3章 設計

第4節 性能要件（空港利用者用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
維持管理性	維持管理性	24時間運用の施設であることに配慮し、使用材料、形状、配置等を定める際には、対象施設の維持管理が継続的に容易かつ確実に実施できるように計画すること。 使用材料は、合理的な範囲で耐久性に優れたものとする。経常的な維持管理が困難なものについては、メンテナンスフリーを保証できる材料等の採用や、長期の耐久性を有し交換によって機能回復が図られる材料等で計画すること。	
	計画の柔軟性	事業期間中、利用者のニーズや社会情勢に応じ、施設の変更や各種システムの更新等が空港利用者用駐車場としての機能に影響なく柔軟に行える計画であること。	
利便性・快適性に関する性能			
総則	総則	車両動線及び歩行者動線の円滑な処理を可能とするため、わかりやすい空間構成とするとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを基本とし、高齢者・身体障害者等への配慮も考慮したユーザーフレンドリーで快適で質の高いサービスの提供ができる計画であること。 また、利用目的にあった十分な台数のカートを設置できるスペースを適切な場所に計画すると共に、カート利用者がスムーズに通行できる歩行空間の確保や連絡通路をはじめとする周辺施設との連絡については、極力短い歩行距離とする等配慮した計画であること。	
	動線計画		
	一般	安全で円滑な処理を可能とするため、わかりやすい空間構成とし、車両動線、歩行者動線の交錯が少ない計画であること。 また、利用目的にあった十分な台数のカートを設置できるスペースを適切な場所に計画すると共に、カート利用者がスムーズに通行できる歩行空間の確保や連絡通路をはじめとする周辺施設との連絡については、極力短い歩行距離とする等配慮した計画であること。	
	車両動線	安全で円滑な動線計画であること。	
	歩行者動線	車両動線との交錯が少なく、安全で円滑な動線計画であること。 また、雨天時の対策やカート利用者への配慮も行った計画とすること。	
	周辺施設との連絡	連絡通路をはじめとする周辺施設との連絡については、極力短い歩行距離とし、雨天時の対策にも配慮した計画であること。	
	ユニバーサルデザイン		みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料
	一般	高齢者、障害者（傷病者、乳幼児を連れた者、オストメイトを含む。）をはじめ、すべての利用者が安全かつ円滑に利用できることを基本とし、設計段階から幅広い関係者からの多様な意見・提案を反映させた「参加型」のユニバーサルデザインを導入し、ハード面とソフト面が融合した質の高い計画とすること。	
	歩行者通路	歩行者通路は可能な限り方向性が明快なものとし、段差を解消し、複雑な曲がり角や突起物がないようバリアフリー化を図る計画とすること。	
	誘導案内用設備	視覚障害者及び聴覚障害者へ配慮した計画とすること。	

第3章 設計

第4節 性能要件（空港利用者用駐車場）

項目		性能要件	提示資料
	情報提供		
	一般	空港内の情報が、的確に空港利用者に提供できる計画であること。	
	サイン	空港利用者にとって親しみやすくわかりやすいサイン計画とし、国際線旅客ターミナルビルにおけるサインとの連携・統一を図ること。 また、満空情報、駐車まず誘導、フロア案内等必要なサインを適切に配置し、利便性を高めた計画とすること。	
適正な利用者負担に関する性能			
	国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場における性能要件と同様。		
環境保全性に関する性能			
	国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場における性能要件と同様。		
景観性に関する性能			
	国際線旅客ターミナルビル・従業員用駐車場における性能要件と同様。		

第4章 施工監理

第4章 施工監理

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
施工監理に関する業務			
一般	一般	対象施設の施工監理に関する業務について、以下の業務を行うこと。	
	発注業務	対象施設の施工を実施する事業者を、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続きに基づき、一般競争入札により選定、発注すること。なお、代表企業、構成員又は協力会社と同一の者又は相互に資本関係もしくは人的関係のある者に対象施設の施工を発注してはならない。	
	施工監理業務	対象施設の施工を監理すること。	
施工監理条件（施工条件を含む）			
敷地条件	敷地条件		
	過去の土地利用状況	提示資料による。	土地利用状況図面集
	土質条件	提示資料による。 ただし、対象施設の設計に係る土質調査等を行うこと。	エプロン等事業要求水準書
	既設構造物の分布	提示資料による。 ただし、対象施設の施工に係る地下埋設物調査（磁気探査調査等）を行うこと。なお、危険物（残存爆発物等）を発見した場合は、国の指示に従うこと。 本事業の施工にあたっては、周辺の既存施設（京急軌道部等）に影響がおこらないように留意するとともに、必要に応じて関係者と協議及び確認のうえ実施すること。	土地利用状況図面集 エプロン等事業要求水準書
	建設副産物の存在及び活用	事業者は、国と協議の上、本事業用地及び隣接区域に提示資料の通り仮置されている建設副産物を本事業に活用することができる。	エプロン等事業要求水準書
	建設副産物の仮置場	本事業にかかる建設副産物に、最終的に余剰が発生した場合は、提示資料に示す現空港地区に置くことができる。	エプロン等事業要求水準書
	排水水質	建設工事に伴う排水を川や海などの公共水域に排出する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第123条、規則別表第15」の基準を守ること。なお、基準を超える汚水が発生する場合は、沈殿槽等を設置し、基準に適合するよう処理すること。	

第4章 施工監理

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
	その他		
	周辺道路の状況	本敷地周辺における既設の道路は提示資料による。 対象施設の施工にあたっては、周辺道路等に支障を与えないこと。	土地利用状況図面集
	空港運用条件		
	制限表面		空港運用条件図面集
	一般	本工事の実施にあたっては、「航空法」及び「同法施行規則」を厳守すること。	
	適用	現空港を供用しながらの施工となるため、現空港の制限表面との関係で、工事機械等の高さが制限される。 A、B滑走路の進入表面、転移表面、水平表面に抵触する工事機械等の使用については、原則として毎日0時40分から3時40分の時間帯に制限される。 なお、制限表面に抵触する工事機械等の使用は可能な限り日数を集約・短縮し、抵触する機械等の高さは必要最小限とすること。	
	現空港の制限表面	提示資料による。	
	再拡張後の制限表面	提示資料による。	
	現空港の運用に与える影響	現空港の運用に影響が及ばない施工計画を策定すること。	
	管制塔からの視認	施工中、管制塔からの視認障害が起こらない工法等で実施すること。	
	工事の境界	対象施設の施工区域は、提示資料に示す敷地範囲内とすること。	事業別整備範囲図面集
	現空港エリアでの仮設用地等の使用	仮設用地に使用できる場所は原則として提示資料に示す敷地範囲内とする。 ただし、国において相当の理由があると認める場合には、現空港エリア内の当該敷地周辺に有償で確保することは可能とする。	事業別整備範囲図面集
	施工中の電波障害	対象施設の施工にあたっては、運用中の航空保安無線施設等に支障を与えないこと。なお、支障のおそれがある場合は、事前に国と調整の上、実施すること。	
	関連工事の調整	本工事と輻輳する工事として、エプロン等事業、貨物ターミナル事業、国直轄事業及びその他民間事業の工事が予定されているため、本工事の実施にあたり、関係事業者連絡会（仮称）において、これらの工事との取り合い及び工程等の調整を行うこと。	エプロン等事業要求水準 【参考資料】京浜急行整備工程（案） 【参考資料】東京モノレール整備工程（案）

第4章 施工監理

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
	他事業の状況		
	エプロン等事業		エプロン等事業要求水準書
	一般	本事業と同時期に行われる事業として、エプロン等事業が予定されている。 対象施設の施工監理にあたっては、同事業により整備される施設と調和のとれた景観となるよう配慮した上で、実施すること。	
	エプロン	本事業で整備する固定橋及びパッセンジャーボーディングブリッジ（PBB）は、提示資料の通り整備される固定スポット及びエプロン照明灯と整合を図った上で、実施すること。	
	GSE車両通行帯	本事業で整備する外構は、提示資料の通り整備されるGSE車両通行帯等と整合を図った上で、実施すること。	
	構内道路	本事業で整備するカーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む）は、提示資料の通り整備される構内道路と整合を図った上で、実施すること。	
	共同溝	提示資料の通り共同溝が整備される。	
	幹線排水設備	本敷地の雨水排水は、提示資料の通り整備される幹線排水設備と整合を図った上で、実施すること。	
	駐機位置指示灯及びスポット番号表示灯	本事業で整備する国際線旅客ターミナルビルは、提示資料の通り整備される駐機位置指示灯及びスポット番号表示灯と調整を図った上で、実施すること。	
	貨物ターミナル事業		
	一般	本事業と同時期に行われる事業として、貨物ターミナル事業が予定されている。 対象施設の施工監理にあたっては、工程及び景観等の調整を図った上で、実施すること。	貨物ターミナル事業要求水準書
	国直轄事業		エプロン等事業要求水準書
	一般	本事業と同時期に行われる事業として、国直轄事業が予定されている。	
	立入禁止柵	本事業で整備する立入禁止柵は、提示資料の通り整備される場周柵と整合を図った上で、実施すること。	その他図面集 航空保安関連資料

第4章 施工監理

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
	その他民間事業		エプロン等事業要求水準書
	京浜急行	本事業で整備する連絡通路は、提示資料の通り整備される新駅と接続することから、工程及び景観等の調整を図った上で、実施すること。なお、同軌道部に換気塔が設置されているので、提示資料の通り移設すること。また、地下部には、京浜急行鉄道トンネルが敷設されているので、鉄道事業者と調整を図った上で、鉄道の運行に影響を与えないよう実施すること。	鉄軌道計画図面集 土地利用状況図面集 京浜急行施設条件書 【参考資料】京浜急行整備工程（案）
	東京モノレール	本事業で整備する連絡通路は、提示資料の通り整備される新駅と接続することから、工程及び景観等の調整を図った上で、実施すること。なお、東京モノレール高架橋等が整備されるので、鉄道事業者と調整を図った上で、影響を与えないよう実施すること。	鉄軌道計画図面集 【参考資料】東京モノレール整備工程（案）
	G P U	本事業で整備する国際線旅客ターミナルビルは、提示資料の通り（株）エージーピーが整備するG P Uと整合のとれた計画とすること。	その他図面集
	ライフライン等		エプロン等事業要求水準書
	適用	業務遂行に先立ち、供給事業者等と協議し必要事項について確認の上で、実施すること。	
	整備		
	一般	各供給事業者等と工程等の調整を行った上で、実施すること。	
	C I Q施設		
	施工に関する業務	発注業務に先立ち、国は事業者との間で委託契約を締結のうえ、実施することとする。なお、詳細な業務内容については別途協議の上、決定することとする。	協定書、建設委託契約書、 C I Q施設条件書 【参考資料】C I Q施設（参考資料）

第4章 施工監理

第2節 性能要件（対象施設共通）

項目	性能要件	提示資料
施工性に関する性能		
総則	対象施設の施工の発注及び施工監理に当たっては、必要な品質を確保し、他事業との整合を図った上で所定の工期内に安全かつ確実な施工方法で完成できるよう実施すること。	
施工監理体制	施工の発注、周辺事業との調整、工程管理及び施工期間を通じて建設担当者の監理等が適切に実施可能な体制で実施すること。	
計画・工程管理	他事業との整合を図った上で所定の工期内に完成可能な施工計画で実施すること。 なお、供用開始までのクリティカルな要素を十分に理解した工程とすること。	
資材、機材の調達	主要資材・機材等の計画量が必要時期に確保・輸送が可能である計画で、実施すること。	
安全管理	安全に施工できる施工方法で、実施すること。	
緊急時の安全確保	緊急時においても情報伝達方法、退避・避難計画、緊急連絡体制等により安全の確保が図れている計画で、実施すること。	
品質管理	I S O 9001を準用して品質管理運営計画書、品質システム等を効果的に運用し、適性な品質管理を図ること。	
施工中の環境対策	I S O 14001を準用して環境マネジメントシステムを構築し、適性な環境対策を図ること。なお、対象施設の施工にあたっては、騒音、交通渋滞等近隣の生活環境に与える影響の低減対策を講ずること。	
維持管理性	対象施設の施工にあたっては、設計時の維持管理に対する考え方を十分に理解し、維持管理が継続的に容易かつ確実に実施すること。	
その他	関連する法律、規則等を遵守できる施工方法で実施すること。	

第5章 維持管理

第5章 維持管理

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目	提示条件	提示資料
維持管理に関する業務		
一般	対象施設の維持管理に関する業務について、以下の業務を行うこと。	
点検保守・更新業務	対象施設の経年劣化を最小限に抑え、性能を維持させることを目的とした点検保守・必要に応じた更新を行うこと。	
管理業務		
安全管理	安全性の確保を目的とした監視・制御、日常的な点検保守・必要に応じた更新を行うこと。	
植栽管理	本敷地内の植栽を保護・育成すること。	
設備運転監視業務	各機器を安定的、効率的に稼働させるため、その状態の監視及び制御を適切に行うとともに日常的な点検保守を行うこと。	
清掃業務		
清掃等	対象施設の衛生的かつ快適な環境を保持するための日常・定期清掃及び害虫防除等を行うこと。	
顧客満足度調査の実施	空港利用者を対象にした顧客満足度調査を実施し、公表すること。	
業務計画書の作成・提出		
業務計画書の作成・提出	業務遂行に当たって、期間（事業期間、年度、月等）毎の業務計画書を作成し、国に提出し確認を得ること。業務計画書の様式、内容等は、予め国と協議して定めるものとする。	
業務計画以外の業務への対応	業務計画書に具体的に記載されていない業務でも、施設の維持管理に必要な業務は対象範囲とする。	
業務仕様書の作成・提出	予め維持管理業務の仕様書を作成し、国へ提出し確認を得ること。	
業務報告書の作成・提出	業務遂行状況について、業務日誌及び期間毎（月、6ヶ月）の報告書を作成し、国に提出し確認を得ること。業務報告書の業務日誌、報告書の様式、内容等は、予め国と協議して定めるものとする。 また、法定の記録等を行い、国に提出すること。	

第5章 維持管理

第1節 提示条件（対象施設共通）

項目		提示条件	提示資料
維持管理条件			
	総則	事業が終了する時点においても、対象施設を要求水準書に示す状態であること。	
	制限区域内の工事	工事場所における工事方法は原則として「制限区域内工事実施規程」で定めるとおりとするが、運航制限なしで作業できるとしているケースにおいても、実際の作業時間は飛行場の混雑度等運用状況によって大きく異なるので、必要に応じて空港管理者と調整が可能であること。	

第5章 維持管理

第2節 性能要件（対象施設共通）

項目	性能要件	提示資料
維持管理性に関する性能		
総則	対象施設の維持管理については、長期間にわたる施設の機能性、安全性等を確保するために、継続的に容易かつ確実に実施できることが基本的に必要であるとともに、適切な点検保守調査・必要に応じた更新が効率的かつ短期間に実施できる計画とすること。	
実施体制	事業期間中要求水準を維持させるための実施体制を確立させること	
維持管理での作業性の確保	24時間運用の施設であることに配慮し、適切な勤務体制を設定するとともに、事故、故障等への迅速な対応が行えるよう、備品庫等に最低限必要な資機材を保管する計画とすること。	
予防保全の配慮	合理的と認められる方法で劣化及び変状の進行又は損傷の発生を軽減又は遅延するための措置が講じられる計画とすること。	
安全管理	閉所、高所等を含む作業環境を踏まえた安全管理の方法、予想災害と予防策等について、適切に計画すること。	
点検保守・更新業務		
業務計画	対象施設毎に点検を要する部位、頻度、項目、内容、方法、使用機材及びシステム、点検時間帯及び点検体制を適切に計画すること。なお、収集した情報の記録、評価及び評価体制も適切に計画すること。	
セキュリティの確保	常に高いセキュリティを確保していくために必要となる監視・制御、点検保守・必要に応じた更新を行い、正常に作動する状態を維持できる計画とすること。	
設備運転監視業務	初期性能の経年劣化・機能不全を防止・復旧し、必要な機能を適切に確保するための計画とすること。	
清掃業務		
清掃	定期的な除塵や拭きを行い、埃・汚れが目立たない衛生的な状態を回復又は維持する計画であること。	
顧客満足度調査の実施	空港利用者を対象とした顧客満足度調査を少なくとも年1回以上実施し、公表することにより、空港利用者の意見を適切に把握し、改善すべき点を明確にした上で、快適で魅力あるサービス提供を実現すること。	
廃棄物処理	空港内の既存施設を使用することを前提とした計画とすること。	
ごみ処理	空港内の既存施設を使用することを前提とした計画とすること。	